

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
外貨建定額個人年金保険 年金支払総額保証付終身介護年金特約	マニライフ定額年金 (外貨建・介護保障型)

外貨で将来の年金をふやしながらか、介護になった場合にそなえる外貨建ての定額個人年金保険です。

■ 特徴

POINT 1 外貨で10年間運用後、一生涯にわたる年金を受取れます。

- 契約通貨は米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
- 契約時の積立利率で運用期間(10年間)運用後、契約通貨建ての年金を受取れます。

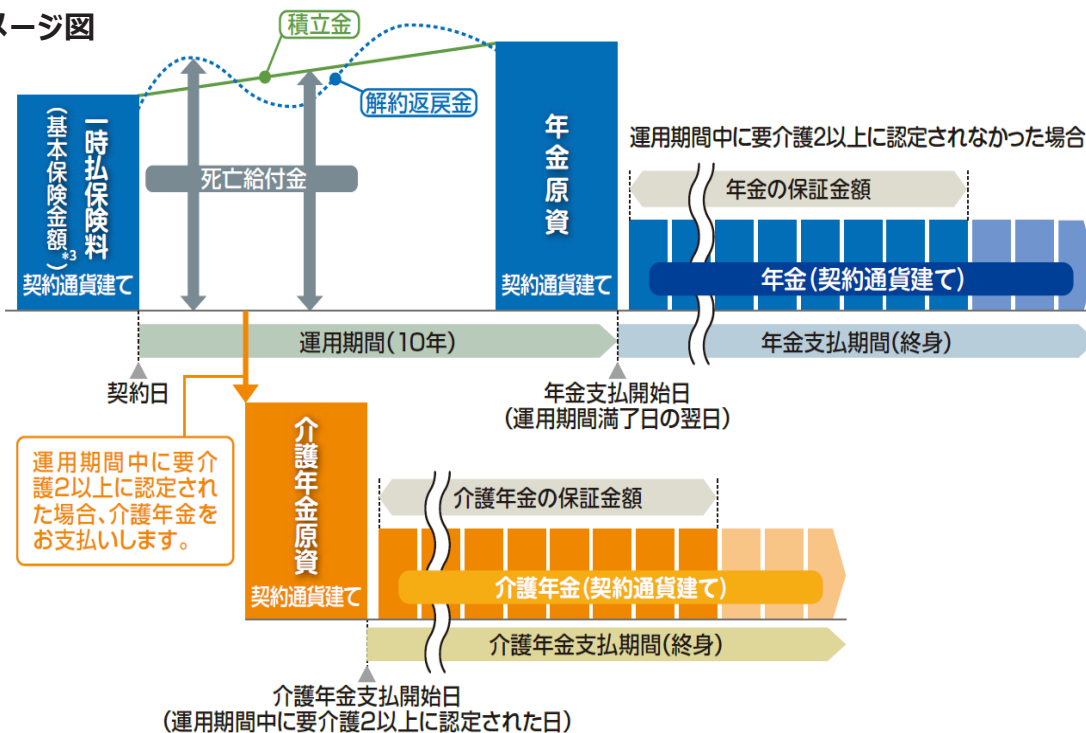
POINT 2 運用期間満了後の年金の受取総額は、年金原資(契約通貨建て)の100%または110%のいずれかを最低保証します。

- 年金の受取総額として、保証金額*1を保証します。
*1 被保険者の生死にかかわらずお受取りいただく年金の合計額
- 契約時に年金支払総額保証割合は、100%または110%のいずれかから選択いただけます。

POINT 3 運用期間中に要介護2以上に認定された場合*2、一生涯にわたる介護年金の受取が開始します。

- 介護年金の受取総額は、介護年金原資(契約通貨建て)の100%または110%のいずれかを最低保証します。
※契約時に100%または110%のいずれかから選択いただけます。介護年金受取総額保証割合は、年金受取総額保証割合と同じになります。
- *2 この資料では、契約日の翌日以降に、「公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当したと認定され、その認定の効力が生じた」場合を「要介護2以上に認定された」場合とします。

■ イメージ図



*3 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- ・解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。
- ・外貨で運用するため為替相場の変動により、円換算した受取額が元本割れする可能性があります。

■ 年金の種類

● 年金・介護年金のお支払い

名称	支払金額	受取人	支払期間
年金	年金額 = 年金原資 × 年金額算出率*1	年金受取人	終身
介護年金	介護年金額 = 介護年金原資 × 介護年金額算出率*1	介護年金受取人	終身

*1 契約日に設定された年金額算出率または介護年金額算出率は変更されることはありません。また、契約通貨や被保険者の性別、年金支払総額保証割合または介護年金支払総額保証割合等により異なります。

※年金と介護年金は重複してお支払いしません。

※要介護認定の効力が生じるのは次のとおりです。

- ・要介護(新規)認定および要介護状態区分変更の認定の場合、その申請のあった日
- ・要介護更新認定の場合、更新前の有効期間の満了日の翌日

■ 保障内容

● 運用期間中

名称	支払金額	支払事由	受取人
死亡給付金	被保険者が死亡された日の次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②基本保険金額 ③解約返戻金額	運用期間中に被保険者が死亡されたとき	死亡給付金受取人

※年金支払開始日以後または介護年金支払開始日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

● 年金・介護年金支払期間中

名称	内容	支払金額	受取人
年金	・被保険者が年金受取期間中に死亡されたとき ・年金の合計額が保証金額に達するまでお支払いします。 ・一時金で支払う場合、年金の一括支払となります(この場合、支払金額の最低保証はありません)。	年金額	年金受取人*2
介護年金	・被保険者が介護年金支払期間中に死亡されたとき ・介護年金の合計額が保証金額に達するまでお支払いします。 ・一時金で支払う場合、介護年金の一括支払となります(この場合、支払金額の最低保証はありません)。	介護年金額	介護年金受取人*3

*2 年金受取人と被保険者が同一人の場合、その法定相続人(後継年金受取人を指定しているときは後継年金受取人)にお支払いします。

*3 介護年金受取人と被保険者が同一人の場合、その法定相続人(後継介護年金受取人を指定しているときは後継介護年金受取人)にお支払いします。

※被保険者が亡くなった後にお支払いする介護年金は、雑所得の課税対象となります。

■ 契約後の取扱い

解約・一部解約	<p>運用期間中に限り可能。 ※解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額、市場価格調整率および解約控除額に基づいて計算します。</p> <p>※解約した場合、ご契約は消滅します。</p>	契約者貸付	取扱いはありません。
		契約者配当金	ありません。
		基本保険金額の増額	取扱いはありません。
		年金支払開始日の繰り上げ・繰り下げ	取扱いはありません。

■ 付加できる特約

円支払特約A特約	年金・介護年金・死亡給付金等を換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。
----------	---

■ ご確認いただきたいリスク

● 為替リスクについて

- ・この保険は外貨で運用するため、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。
- ・したがって、「介護年金または年金の支払総額や死亡給付金の受取時の円換算額」が、「一時払保険料の契約時の円換算額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

● 解約返戻金額等が一時払保険料を下回る可能性について

- ・この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額、契約日から30年以内の介護年金・年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- ・したがって、次の金額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - 「解約返戻金額」
 - 「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
 - 「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額
- *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

■ この保険にかかる費用

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約、一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

● 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

● 解約・一部解約時および介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 解約、一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括支払時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日*1までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただけます。解約控除は、解約に相当する部分の積立金額*2に、契約日からの経過年数に応じて下表の解約控除率を乗じた金額となります。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

*1 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

*2 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

● 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料をお払込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 介護年金・年金・死亡給付金等を外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①②の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*3との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただけます。

①「円支払特約A型」を付加し、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお支払いする場合

②「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合

*3 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
①	「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭
②		契約通貨のTTM - 3銭
		契約通貨のTTM - 50銭

※2022年8月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

■ 契約後の情報提供等

- 契約内容について、年1回、契約者(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人、年金支払開始日以後は年金受取人)にお知らせします。

- 保険証券番号(介護年金支払開始日以後は介護年金証券番号、年金支払開始日以後は年金証券番号)
- 契約者名(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人名、年金支払開始日以後は年金受取人名)
- 被保険者名
- 契約通貨
- 介護保障期間
- 介護年金原資または年金原資
- 積立利率
- 死亡給付金額
- 基本保険金額
- 解約返戻金額

等

- 「マニユライフ生命マイページ」では、パソコンやスマートフォン等を利用して、下記サービスをオンラインでご利用いただけます。

- 保障内容(保険金額等)の確認
- 積立金/解約返戻金等の照会
- マニユライフ生命からのお知らせ
- お問い合わせフォーム
- 一時払の投資型商品の解約*
- 生命保険料控除証明書の再発行
- 保険証券の再発行
- 住所・電話番号の変更
- お手続き書類の取り寄せ(改姓、名義変更、解約)

等

* 解約返戻金は他の契約を含めて1日合計1,000万円まで
※2022年8月時点のサービス内容となります。

● お問い合わせ先



お電話

マニユライフ生命投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間9:00~17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 積立利率、介護年金額算出率、年金額算出率、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 契約内容・積立金額のご照会
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



Web

マニユライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 積立利率、介護年金額算出率、年金額算出率、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要書類のご請求
- 死亡給付金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申し込み 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり/約款

※この資料では、「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「介護保障期間」を「運用期間」、「年金支払総額保証付終身年金」を「年金」、「年金支払総額保証付終身介護年金」を「介護年金」と表記しています。

募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp